

平成 2 5 年度点検実施状況報告について

○ 点検の実施について

(1) 点検の位置付け

熊本県行政文書管理規程（以下「規程」という。）第 60 条第 1 項の規定に基づき、文書管理者（各所属長等）が、少なくとも毎年度 1 回、行政文書の管理状況について点検を行うもの。

文書管理者は、その結果を総括文書管理者（総務私学局長）に報告する。

(2) 点検の実施

平成 2 6 年 1 月 2 4 日付けで県政情報文書課から知事部局及び企業局の全文書管理者に対し、**別紙 1**「行政文書管理に係る点検項目」により、主に平成 2 4 年度の行政文書に係る自己点検を実施するよう依頼した。

各文書管理者が以下のとおり点検を行い、回答があった。

(概要)

点検期間	平成 2 6 年 1 月 2 4 日～平成 2 6 年 2 月 2 5 日
点検基準日	平成 2 6 年 2 月 2 1 日
対象所属	1 6 6 所属
回答数	1 6 2 所属（約 9 8 %、平成 2 6 年 6 月 1 0 日現在）

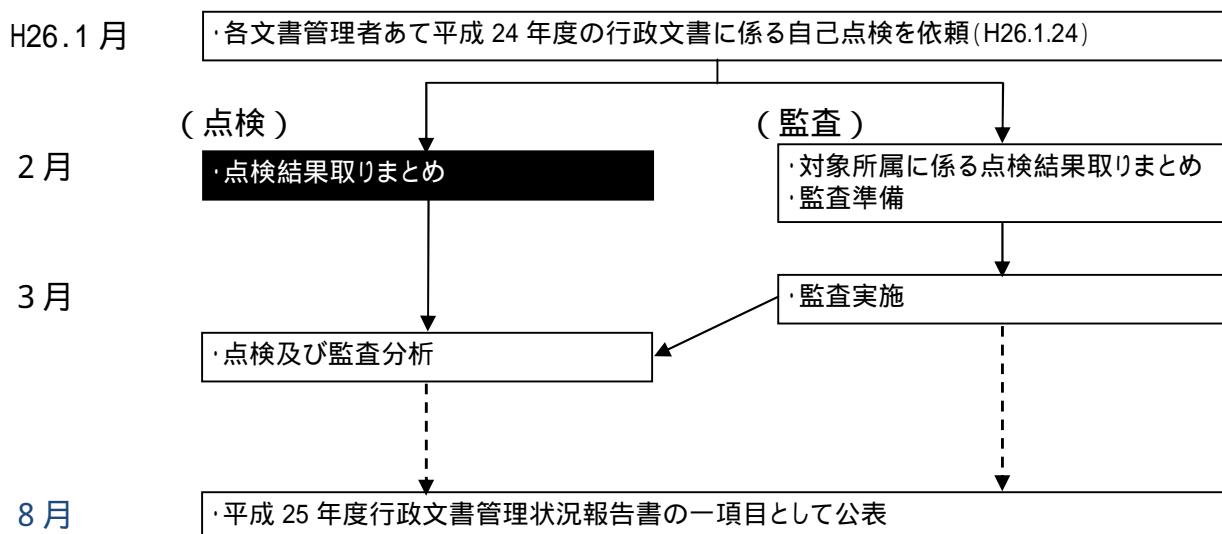
(3) 点検概要

点検項目	現状、課題等	原因分析等	対策
1 【作成】 作成すべき行政文書が適切に作成されているか。	・ 約 98%の所属が A の 8 割以上と回答。		更なる徹底を図る。
2 【登録】 全ての行政文書ファイル等（保存期間が 1 年未満のものを除く。）が文書管理システムに登録されているか。	・ 約 16%の所属が文書管理システムに登録していない行政文書ファイルがあると回答。	工事進行管理システムなどで文書を作成しているため、行政文書ファイルの文書管理システムへの登録がされていない。	他システムで文書を作成することがあっても、その集合物である行政文書ファイルについては、必ず文書管理システムに登録するよう、文書管理主任者研修、県内各ブロック研修会等の機会を捉えて徹底している。
3 【起案】 文書の起案はシステムで行われているか。（他システム及び簡易なものを除く。）	・ 約 97%の所属が登録している。		更なる徹底を図る。

<p>4 【保存】 行政文書ファイル等は組織としての管理が適正に行い得る専用の場所において適正に保存されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 99%の所属がAの8割以上と回答。 更なる徹底を図る。
<p>5 【整理1(名称)】行政文書ファイル等の名称は分かりやすいものとなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 98%の所属がAの8割以上と回答。 条例施行前の行政文書ファイルについては、分かりにくい名称も散見される。 副題を付すなど県民にとって分かりやすくするよう、研修等により徹底している。
<p>6 【整理2(編さん)】行政文書ファイルの編さんは適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 89%の所属が適切に行政文書ファイルを編さんしていると回答。 更なる徹底を図る。
<p>7 【整理3(表紙)】行政文書ファイルにシステムで作成した表紙及び背表紙が貼付されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 89%の所属が文書管理システムで作成した表紙及び背表紙を貼付していると回答。 更なる徹底を図る。
<p>8 【所管換え】(該当所属のみ)所属の新設・改正・廃止に伴う事務引継の際、適切に行政文書ファイル等が所管換えされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 20%の所属が8割未満と回答。 所管換えの必要性が認識されていない場合がある。 所管換えの必要性を、研修等により徹底している。
<p>9 【廃棄1】 「廃棄行政文書ファイル一覧」により現物と照合のうえ廃棄したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 15%の所属で廃棄の際に現物と照合のうえ廃棄をしていないと回答。 廃棄事務における必要な手続きを認識していない職員がいる。 廃棄事務における必要な手続きを研修等により徹底している。
<p>10 【廃棄2】 文書廃棄後、「廃棄行政文書ファイル一覧」の確認欄に、文書取扱主任が廃棄確認印を押し、当該一覧の写しを県政情報文書課長あて報告したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約 18%の所属で廃棄後の報告をしていないと回答。 9と同様。 9と同様に徹底している。
<p>11,12 【誤廃棄防止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誤廃棄のあった所属は3つの出先機関であり、当該所属において監査を実施し、再発防止の徹底を図っている。

点検項目の集計結果は別紙2のとおり。

(参考1) スケジュールについて



(参考2) 根拠規定

熊本県行政文書等の管理に関する条例 (平成23年3月23日条例第11号)

(行政文書管理規程)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規程」という。)を設けなければならない。

2 行政文書管理規程には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 点検、監査及び研修に関する事項

(8) その他実施機関が規則その他の規程で定める事項

熊本県行政文書管理規程 (平成24年熊本県訓令第9号)

(点検・監査)

第60条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

2 副総括文書管理者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じるものとする。